

別記様式第三（第8条第1項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

行政機関の長 印

年 月 日付け「行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（行政機関の長）との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。